

社会体育施設への自動販売機設置事業者の募集に係る質問と回答

番号	質問事項	回答						
1	観音寺市総合運動公園、観音寺市立大野原会館及び観音寺市立豊浜野球場における行政財産使用料金を教えてください。	<p>令和8年度行政財産使用料金の計算に必要な固定資産税評価額が令和8年4月1日に確定することから、参考値として令和7年度の行政財産使用料金について回答します。</p> <table><tbody><tr><td>・観音寺市総合運動公園</td><td>423円／1台</td></tr><tr><td>・観音寺市立大野原会館</td><td>5,789円／1台</td></tr><tr><td>・観音寺市立豊浜野球場</td><td>510円／1台</td></tr></tbody></table>	・観音寺市総合運動公園	423円／1台	・観音寺市立大野原会館	5,789円／1台	・観音寺市立豊浜野球場	510円／1台
・観音寺市総合運動公園	423円／1台							
・観音寺市立大野原会館	5,789円／1台							
・観音寺市立豊浜野球場	510円／1台							